



広小路・大津通 都市景観形成地区

景観形成基準・推奨項目

令和 8 年 9 月 施行 名古屋市

目次

CHAPTER 1	はじめに	3	CHAPTER 4	手続きと維持管理	48
1	景観形成の取り組み	3	1	都市景観形成地区内における届出等の対象行為	48
2	本パンフレットの位置づけ	4	2	手続きの流れ	49
3	本パンフレットの構成	4	3	基準の適用範囲	50
			4	維持管理等について	50
CHAPTER 2	広小路・大津通都市景観形成地区	5	CHAPTER 5	おわりに	51
1	対象区域	5	1	用語の解説	51
2	地区の沿革	6	2	Nagoyaまちなか景観認定制度＜Nagoまち景観＞	52
3	地区の特徴	6	3	おわりに	53
4	基本方針	7			
5	景観形成のイメージ	7			
CHAPTER 3	景観形成基準・推奨項目	8,34			
1	建築物・工作物 対応表	9			
	建築物・工作物 基準・推奨項目	10			
2	屋外広告物 対応表	35			
	屋外広告物 基準	36			

CHAPTER 1 はじめに

1 景観形成の取り組み

本市では、平成3年2月に「広小路・大津通都市景観整備地区」を指定し、公共施設の景観整備を進めるとともに、建築物や広告物等に関する都市景観形成基準を守っていただくことにより、皆さまとともに良好な景観の形成に取り組んできました。

その後、平成16年6月の景観法制定を受けて制度の枠組みを見直し、平成19年10月には「広小路・大津通都市景観形成地区」へ移行しました。

近年では、令和6年3月に策定した「Nagoyaまちなかウォーカブル戦略」に基づき、建物の外観だけでなく、空間の使われ方も含めた景観誘導を推進し、まちに開かれた居心地の良い空間の創出に取り組んでいます。

また、都心部における回遊性の向上とにぎわいの拡大を目的として導入を進めてきた新たな路面公共交通システムS R T（Smart Roadway Transit）が令和8年2月に運行を開始し、S R Tをいかした景観まちづくりを進める契機となっています。

こうした状況を踏まえ、広小路・大津通都市景観形成地区のにぎわいと回遊性を高め、エリアの価値向上につなげることを目的として景観形成基準の一部見直しを行い、令和8年2月に景観計画を変更しました。

さらに、広小路・大津通都市景観形成地区が「居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまち」となるよう、地区内におけるより良好な景観づくりに寄与する内容を示した「推奨項目」を新たに設定しました。

あわせて、推奨項目に主体的かつ積極的に取り組んでいただく方々に感謝の意を表す「認定制度」を創設し、新たな景観形成基準とともに同年9月から運用を開始します。

今後も、皆さまとの対話を通じて、「景観形成基準」「推奨項目」「認定制度」を活用し、建築物等の外観から空間の活用に至るまでを含めた都市デザインの向上を図り、さらなる良好な景観の形成に取り組んでまいります。

住宅都市局都市計画部ウォーカブル・景観推進課

2 本パンフレットの位置づけ

本パンフレットは、名古屋市景観計画に基づく景観形成基準および、より良好な景観形成を図るための推奨項目、それらを補完する解説や事例を項目ごとにまとめたものです。

景観法に基づく届出制度では景観形成基準による一定の規制にとどまるため、より良好な景観を実現していくためには、さらなる工夫や取り組みが必要となります。

このため、本市と事業者との届出前の事前相談等において本パンフレットを活用し、規制にとどまらない、良好な景観形成に向けた市の考え方を示します。事業者の主体的かつ積極的な取組みを促しながら、地域特性を踏まえた質の高い景観形成を進めていきます。

本パンフレット

名古屋市景観計画や関係法令に基づく内容

- ・対象区域
- ・基本方針
- ・景観形成基準※1
- ・届出対象行為

より良好な景観を誘導するための内容

- ・景観形成のイメージ
- ・推奨項目※2
- ・解説・事例

※1 景観形成基準 — 法令に基づく行為の制限
届出時における適合要件

※2 推奨項目 — 行為の制限ではない、より良好な景観形成のために推奨する項目
「Nagoyaまちなか景観認定制度」の認定基準

3 本パンフレットの構成

CHAPTER 3-1（建築物・工作物）およびCHAPTER 3-2（広告物）の景観形成基準、推奨項目、それらの解説・事例を示したページは次のような構成となっています。

<対象記号の解説>

建	———	建築物
工	———	工作物
広	———	広小路通区域
大	———	大津通区域

※屋外広告物の記号はなし



CHAPTER 2 広小路・大津通都市景観形成地区

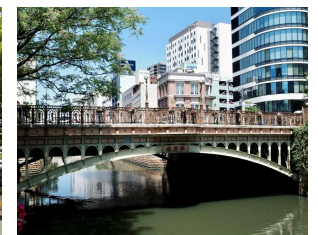
1 対象区域



名古屋の顔となるシンボル並木



SRTの走る都心風景



歴史と文化が感じられるまち

2 地区の沿革

広小路通は、江戸時代のほぼ正方形に町割りされた「碁盤割」により城下町の最南端に設けられた堀切筋が最初であり、万治の大火（万治3年）を機に、堀切筋を拡幅し、「広小路」の名が起きました。一方、大津通は、同じく碁盤割により、東側に位置する南北の通りの一本として「大津町筋」が整備されたことに始まります。

その後、広小路通と大津通は、東海道線開通に伴う通りの延伸や路面電車の開通を経て、名古屋の中心的役割を担うようになりました。

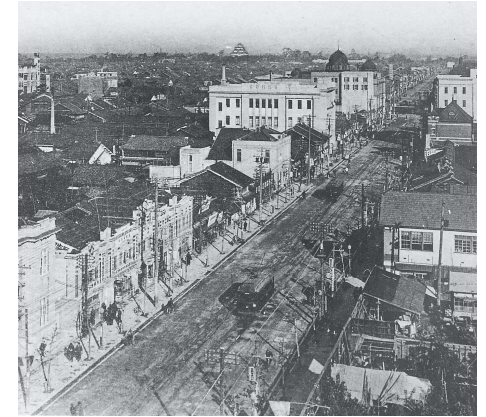
さらに、百貨店の礎となる呉服店が進出し、当地区にますます活気が生まれました。

戦後には、地下鉄の整備が進み、広小路通では銀行や保険会社が建設されるなど、業務機能も強化されました。

このような歴史の中で育まれた広小路通と大津通の商業・業務地としての活気は現在も受け継がれ、本地区はにぎわいや魅力あふれる空間として人々に親しまれています。



広小路通（S33）



大津通（S8）

3 地区の特徴

■ 広小路通区域 （名古屋都心を象徴する東西軸）

広小路通区域は、名古屋を代表する東西のシンボリストリートである広小路通に面した区域です。現存する歴史的建造物やシンボル並木がまちを彩り、良好な都市景観の形成と快適な歩行空間が整えられています。商業地としてのにぎわいと歴史的な雰囲気調和し、快適でうおいのある街並みが形成されています。



■ 大津通区域 （トレンドの先端をゆく魅力発信軸）

大津通区域は、歩行者天国も実施されるにぎわいあふれる大津通に面し、大規模商業施設が集積する区域です。洗練された魅力的な店舗と、人々の憩いとなる並木が連続し、老若男女誰もが楽しめるにぎやかで快適な街並みが形成されています。



4 基本方針

名古屋の都心にふさわしい調和のとれた街並みとし、にぎわいと親しみと文化の香り高い人中心の魅力ある都市空間とします。

5 景観形成のイメージ



▲ Nagoまちテラス（滞在空間）の整備 / SRTの走る都心風景 / 低層部の可視化 等



▲ 魅力的な夜間景観 / 外観・外構の照明や建物内からの漏れ光 / 温かみのある光 等



▲ ファサードの形態意匠の工夫 / にぎわい用途の導入 / 低層部のオープン化 等



▲ Nagoまちテラスの整備 / 低層部の可視化 / にぎわいの連続性 / 緑化 等

CHAPTER 3

景觀形成基準・推獎項目

1 建築物・工作物

CHAPTER 3 景観形成基準・推奨項目

1 建築物・工作物 対応表

※ 対象となる区域や行為に応じて、参照する基準等の見出しを示した表です。

	景観形成基準	推奨項目	対象		区域		内容	ページ
			建築物	工作物	広小路	大津		
01 基本事項	01-1		■	■	■	■		10
	01-2		■	■	■	■		10
02 形態・意匠・色彩	02-1		■	—	■	■		11
	02-2		■	—	■	■		11
	02-3		■	—	■	—		11
	02-4		■	■	■	■		12
	02-5		■	■	■	■		12
		02-A	■	■	■	■	展望スペース	13
		02-B	■	■	■	■	サンクガーデン	13
		02-C	■	■	■	■	自然素材	14
		02-D	■	■	■	—	色彩 [納屋橋周辺]	14
		02-E	■	■	—	■	色彩 [大津通]	15
03 壁面の位置 (1・2階部分)	03-1		■	—	■	—		16
	03-2		■	—	—	■		16
04 地上部	04-1		■	■	■	■		17
	04-2		■	■	■	■		17
		04-A	■	■	■	■	Nagoまちテラス	18
		04-B	■	■	■	■	夏・冬の快適性	18
05 低層部 (1・2階部分)	05-1		■	■	■	■		19
	05-2		■	—	■	■		19
	05-3		■	—	■	■		19
	05-4		■	■	■	■		20
		05-A	■	—	■	■	オープン化	20
		05-B	■	—	■	■	可視化	21
		05-C	■	—	■	■	ショーウィンドー	21

	景観形成基準	推奨項目	対象		区域		内容	ページ
			建築物	工作物	広小路	大津		
06 駐車場	06-1		■	■	■	■		22
	06-2		■	—	■	■		22
	06-3		—	■	■	■		22
	06-4		—	■	■	■		23
07 附属施設	07-1		■	■	■	■		24
	07-2		■	■	■	■		24
	07-3		■	■	■	■		24
	07-4		■	—	■	■		24
	07-5		■	■	■	■		24
	07-6		■	■	■	■		24
08 緑化	08-1		■	■	■	■		25
		08-A	■	■	■	■	緑化	25
09 夜間景観	09-1		■	■	■	■		26
		09-A	■	■	■	■	夜間景観	26
10 都市景観重要 建築物など	10-1		■	—	■	—		28
		10-A	■	■	■	—	都市景観重要建築物など	28
11 にぎわい形成		11-A	■	■	■	■	活動空間	29
		11-B	■	■	■	—	SRTとの調和	30
12 屋内からの表示	12-1		■	—	■	■		31
	12-2		■	—	■	■		31
	12-3		■	—	■	■		31
	12-4		■	—	■	■		31
	12-5		■	—	■	■		32
	12-6		■	—	■	■		32
13 広告物の設置		13-A	■	■	■	■	広告物の設置	33
14 創意工夫		14-A	■	■	■	■	創意工夫	33

01 基本事項

基準 01-1

建 | 工 | 広 | 大

建築物及び工作物は、広小路通及び大津通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。

- ・当地区は、にぎわいと品位を兼ね備え、歩行者が歩いて楽しむことのできる街並みをめざしています。
- ・駅から降りて地上に出たとき、通りを行く車窓から街並みを眺めたとき、まちのにぎわいを感じ、まちを歩きたくなるような工夫をしてください。

基準 01-2

建 | 工 | 広 | 大

建築物及び工作物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。

- ・個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みと、高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

コラム | ウォーカブルなまちなかとは

まちなかにいて、居心地が良いと感じたり、歩きたくなる時、その気持ちの源にはどんな思いがあるでしょうか。思い思いに過ごせること、少し足をのばしてみると何か良いことがありそうだと思うことではないでしょうか。

「Nagoyaまちなかウォーカブル戦略」では、ひとりひとりに**居場所**があり、そこで**新しい出会いや発見**があり、そうした居場所が連続することで、もうすこし先まで**歩いてみたい**と思えるようなまちなかとらえます。

居心地が良く歩きたくなる「ウォーカブルなまちなか」は、市民、来訪者、企業、地域のまちづくり団体などの**みなさんが主役**です。

みなさんの力で、ウォーカブルなまちNAGOYAを実現しましょう。



ウォーカブルなまちなかの創出によって、

イノベーション（新たな価値の創造）

ウェルビーイング（QOL＝生活の質の向上）

サステナビリティ（持続可能なまち）

の実現が期待されます

Nagoyaまちなかウォーカブル戦略（令和7年度版）より

02 形態・意匠・色彩

基準 02-1

建 | — | 広 | 大

主要道路から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。

基準 02-2

建 | — | 広 | 大

建築物の規模は、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。

基準 02-3

建 | — | 広 | —

高さ31mを超える建築物は、これまで形成されてきた高さ31mの街並みの軒線を意識したデザインとするなど、街並みの連続性や広小路通の個性や風格が感じられる街並みの形成に努める。



▲ (基準02-1)
側面も正面と同様配慮した例



▲ (基準02-3)
広小路通の街並み

・共同化などが出来ない場合は、隣地の建築物と、高さや階高、外装のデザイン、材質等で共通点を持たせ、外観上の一体感を作り出すよう努めてください。



・建築物の高さを制限する基準ではありません。
・都市景観重要建築物等の周辺では、当基準によらず、基壇部や軒ラインを都市景観重要建築物等の高さに合わせるなどの調和に努めてください。基準10-1 (p28)



基準 02-4

建 | 工 | 広 | 大

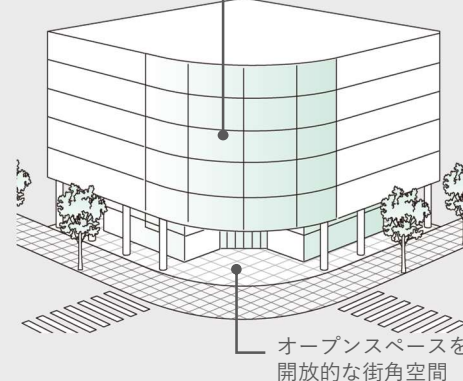
交差点に面する敷地の角の部分においては、交差点からの見え方を意識したデザインに努める。



▲（基準02-4）
交差点に向けて正面性を持たせた例

- ・多くの歩行者が行き交う交差点においては、交差点に向けて正面性をもたせ、まちに開かれたデザインとするなど、街並みに変化をもたらすような印象的な街角景観の形成に努めてください。

交差点へ正面性を持たせる



オープンスペースを設け、
開放的な街角空間

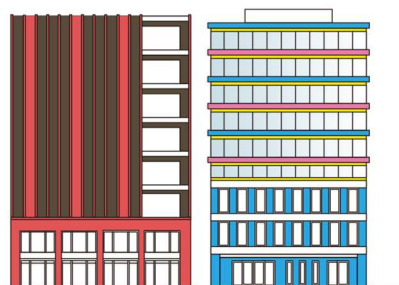
基準 02-5

建 | 工 | 広 | 大

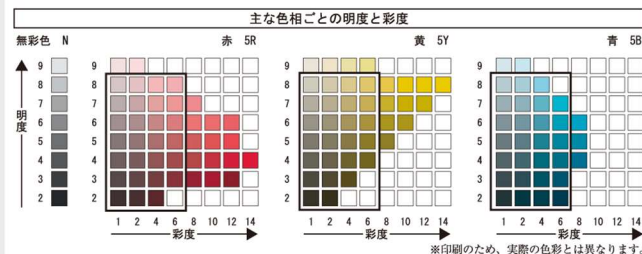
外観の色彩は、低彩度色（JIS Z8721に定める彩度で、6以下を目途）を使用する。

ただし、以下の場合は、この限りでない。

- ・他の法令等で配色が定められている場合
- ・アクセントとして壁面ごとに10%以下の面積で使用する場合
- ・自然素材に彩色を施さず使用する場合



- ・原則、彩度6以下としていただきますが、周辺の景観に調和するため、より低彩度に指導する場合があります。



- ・一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。彩度の高い色や目立ちやすい色は注意して使用してください。

推奨項目 **02-A** (展望スペース)

街並みを展望できる憩い・滞在空間を創出する。

建 | 工 | 広 | 大



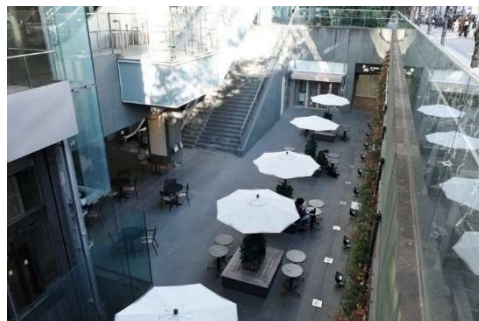
▲ (推奨項目02-A)
展望スペースを設けた例

- ・街並みを眺められる空間を創出することで、街の魅力を再発見するきっかけとなります。
- ・訪れた人が景観を楽しむことで、まちへの興味・関心の向上につながります。

推奨項目 **02-B** (サンクンガーデン)

立体的な回遊性を高める空間を創出する。

建 | 工 | 広 | 大



▲ (推奨項目02-B)
滞在空間を創出している例



▲ (推奨項目02-B)
イベントで活用している例

- ・街歩きを立体的に楽しめる空間を創出することで、地上と地下の連続性が高まり、回遊性の向上につながります。
- ・地下部分にも基準5-2 (p19) で定めるにぎわいづくりに配慮した用途の導入や、憩える空間、イベントが行える空間を設けましょう。



推奨項目 02-C (自然素材)

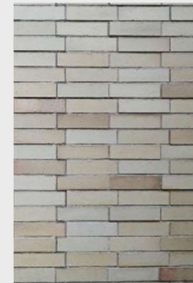
建 | 工 | 広 | 大

風格ある街並みの形成に寄与する、石材やタイル、レンガなどの自然素材を低・中層部の外観に使用する。



▲ (推奨項目02-C)
自然石を用いた例

- ・現存する歴史的建造物や、歴史ある百貨店、銀行建築が建ち並ぶ街並みと統一感のある景観を推奨します。
- ・石材などの自然素材はエイジングにより、外観に深みが出てきます。将来においても景観的な価値が下がりにくく、持続的に景観に配慮した建築物となります。
- ・重厚感のある石材等は当地区の特徴である街路樹のケヤキが引き立ちます。



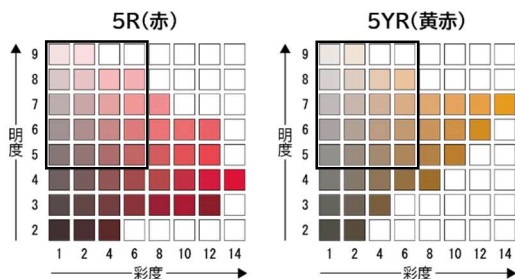
▲ 自然素材の例

推奨項目 02-D (色彩 [納屋橋周辺])

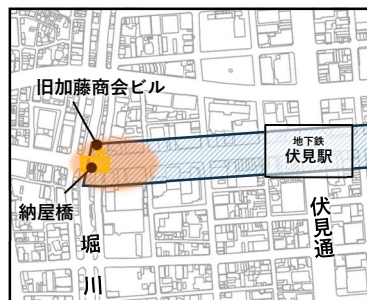
建 | 工 | 広 | 大

納屋橋周辺では、外観に以下のすべてを満たす色彩を効果的に取り入れる。

- ・色相 5R～10YR
- ・中・高明度 (JIS Z8721に定める明度で、5以上を目途)
- ・低彩度 (JIS Z8721に定める彩度で、6以下を目途)



▲ 主な色彩の目安



▲ 納屋橋周辺

- ・納屋橋や旧加藤商会ビルといった歴史的建造物と、堀川の水辺空間は名古屋の代表的な都市景観の一つとなっています。地域資源の魅力を高めることで、より良い景観形成につながります。



※第4回まちなみデザイン20選 選定風景

推奨項目 02－E （色彩〔大津通〕）

建 | 工 | — | 大

大津通区域における中・高層部の外観に使用する色彩は、低明度としない（JIS Z8721に定める明度で、7以上8.5以下を目途）。



▲ 大津通区域内にある高明度な建築物

- ・大津通区域では、これまで比較的、明度の高い建築物が建てられています。そのため、中高層建築物の特に中・高層部に明度の低い色を使用すると、周囲の明るい建築物と対比が強くなり、調和を乱す恐れがあります。
- ・白やベージュ、ライトグレーなどの明るい色を使用することで、街並みに統一感を持たせつつ、上質で落ち着いた印象を演出します。
- ・低明度を使用する場合は、アクセントとして10％以下の面積を目途としましょう。
- ・Low-Eガラスなど色付きのガラスを使用する場合は、暗い色とならないよう注意しましょう。

03 壁面の位置（1・2階部分）

基準 03-1

建 | — | 広 | —

開放的で華やかな空間を演出するオープンスペースを確保し、またゆとりある快適な歩行者空間を創出するため、広小路通に面する1・2階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。ただし、隅切り部分は、同一街区内的における隅切りを除いた広小路通の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。

- ・敷地面積が500㎡以上の場合
外壁又はこれに代わる柱の面から広小路通の道路境界線までの距離は2.5m以上とする。
- ・敷地面積が500㎡未満の場合
外壁から広小路通の道路境界線までの距離は1.5m以上、
柱の面から広小路通の道路境界線までの距離は0.5m以上とする。

基準 03-2

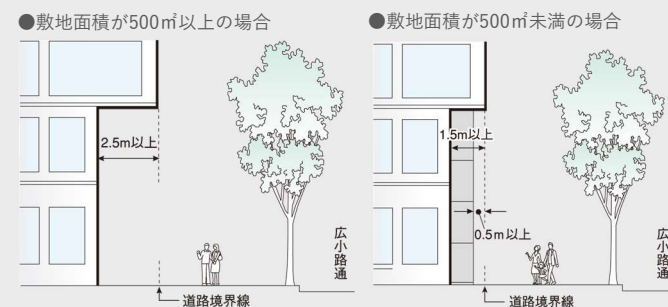
建 | — | — | 大

ゆとりある快適な歩行者空間を創出するため、大津通に面する1・2階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。ただし、隅切り部分は、同一街区内的における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。

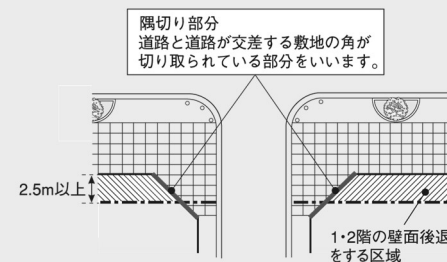
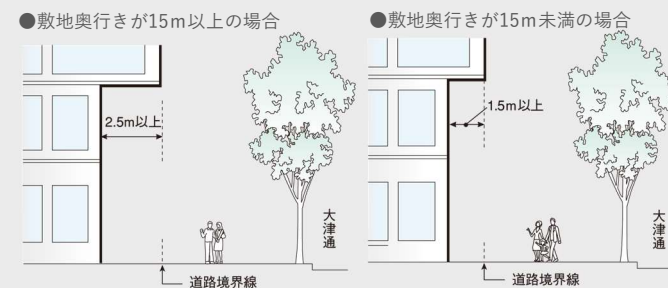
- ・敷地奥行きが15m以上の場合
外壁又はこれに代わる柱の面から大津通の道路境界線までの距離は2.5m以上とする。
- ・敷地奥行きが15m未満の場合
外壁又はこれに代わる柱の面から大津通の道路境界線までの距離は1.5m以上とする。

- ・歩いて楽しむことのできる快適な歩行者空間となるよう、壁面後退をしてください。
- ・通りとしての一体性が感じられるように、隣接地との連続性に配慮してください。

【広小路通区域】



【大津通区域】



04 地上部

基準 04-1

建 | 工 | 広 | 大

主要道路の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた主要道路の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には、原則として工作物等及び地上広告は設置しない。

なお、以下のようなもので、まちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間の創出に寄与すると市長が認めたものについては設置できる。

- ・テラス席
- ・ベンチ、テーブル、パラソル等のストリートファニチャー
- ・植栽（プランターやコンテナを含む）
- ・夜間景観に配慮した照明 など

ただし、設置するストリートファニチャー等は、広小路通及び大津通の雰囲気合うよう、デザインや質に配慮したものとする。

基準 04-2

建 | 工 | 広 | 大

主要道路と調和した舗装材の使用及び段差解消に努める。

・壁面後退区域を活用する場合、歩道の交通量が多いエリアにおいては、ゆとりある歩行者空間の確保に配慮してください。



ストリートファニチャー等のデザインの考え方

主要道路に面して設置されるテラス席やベンチ、テーブル、パラソル等のストリートファニチャーは品位ある洗練されたデザインとし、周辺と調和するように配慮してください。

特に広小路通区域においては、歴史的建造物やシンボル並木、SRTと馴染みの良い落ち着いたカラーをベースとして使用してください。

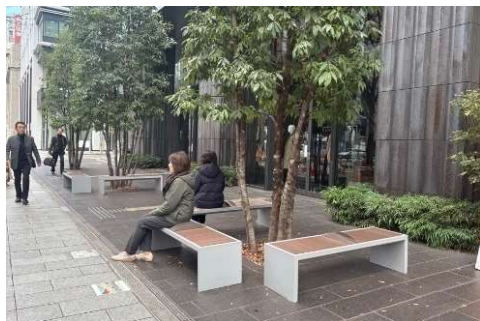
▼ ストリートファニチャー例



推奨項目 04-A (Nagoまちテラス)

建 | 工 | 広 | 大

主要道路の沿道部分に「まちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間（通称「Nagoまちテラス」）」となる高質な空間を整備し、通年を基本として安全面に考慮した適切な管理を継続的に行う。



▲ (推奨項目04-A)
景色を眺めながら休憩できる空間の例



▲ (推奨項目04-A)
素材感を工夫している例

推奨項目 04-B (夏・冬の快適性)

建 | 工 | 広 | 大

主要道路の沿道部分に、真夏や真冬に対応した居心地が良く滞在したくなるような空間を整備し、夏や冬の期間を基本として安全面に考慮した適切な管理を行う。



▲ (推奨項目04-B)
ミストを設置した例



▲ (推奨項目04-B)
ストーブ・こたつを設置した例

- ・沿道部分におけるまちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間を「Nagoまちテラス」と名付け、地区内に広く展開していきます。
- ・座り心地など使用する素材等についても配慮しましょう。
- ・設置したものが風により飛ばされることのないよう、安全性にも十分配慮しましょう。



● 空間の使われ方の例

飲食、物販、仕事・作業、景色を眺める、休憩、本を読む、ペットの散歩、おしゃべり、お茶、パフォーマンス・エンターテインメント、マルシェ、など

※屋外空間を活用する場合は、大規模小売店舗立地法や食品衛生法等の関係法令に留意してください。

- ・季節によって居心地の良さに大きな差が生じるため、特に真夏や真冬でも快適に過ごせる空間を整備し、にぎわいを維持することが重要です。

● 真夏・真冬における設置・整備例

夏… 緑陰や日よけ、ミストなど暑さをしのぐ設備
冬… 屋外ストーブなど暖をとれる設備

05 低層部（1・2階部分）

基準 05-1

建 | 工 | 広 | 大

主要道路に面する低層部は、歩行者にとって居心地の良さが感じられる街並みとなるようファサードの形態意匠を工夫する。

基準 05-2

建 | — | 広 | 大

主要道路に面する低層部の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、まちのにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。



▲（基準05-2）
オフィスエントランス部分に滞在空間を設けた例

基準 05-3

建 | — | 広 | 大

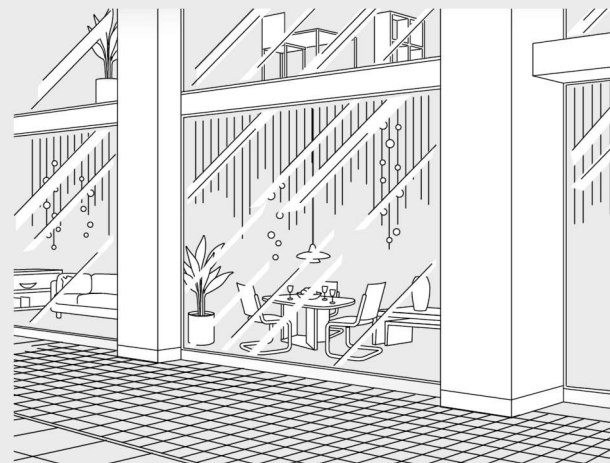
主要道路に面する低層部は、閉鎖的にならないよう建築物内外の様子が相互に見えるような開口部、主要道路から直接アクセスできる開口部又はショーウィンドーを設けるなど、建築物内のにぎわいがまちへにじみだすよう努める。

● 用途の例

物販店、飲食店、百貨店、理髪店、美容院、ショールーム、ツーリスト、ホテル、劇場、映画館、画廊およびギャラリー、サービス業を営む店舗（接客カウンターなどを設ける施設に限る）

・やむを得ずオフィス等とする場合は、休憩・飲食等ができるラウンジやカジュアルなミーティング、イベント等に利用できるスペースなど、にぎわいの創出につながるものとなるように配慮してください。

・特に1階部分は歩行者の目に触れやすいため、大きな開口部を設けるほか、ガラス壁面やショーウィンドーを活用するなど解放的で魅力ある空間づくりに配慮してください。



基準 05-4

建 | 工 | 広 | 大

主要道路に面してシャッターは設置しないよう努める。ただし、やむを得ず設置する場合は、シースルー化を図るなど、景観上の配慮を行う。

- ・シャッターが下りた様子は、閉鎖的な印象を与えやすいです。
- ・防犯、防災上の理由でシャッターを設ける場合は、シースルー化や照明を工夫するなど景観上の配慮をしてください。



推奨項目 05-A（オープン化）

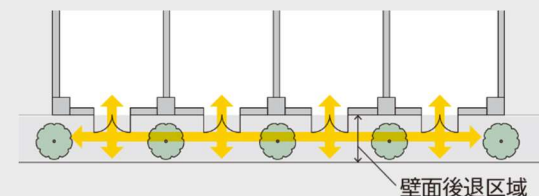
建 | 工 | 広 | 大

主要道路に面する1階部分は、ヒューマンスケールに配慮した小割り構成とし、にぎわいの連続性を図るとともに、各店舗から直接アクセスできる開口部を設け、沿道に対して開かれた空間とする。



▲（基準05-A）
沿道から直接アクセスできる開口部としている例

- ・連続して各店舗から直接アクセスできる開口部を設けることで、沿道から気軽に立ち寄れ、まち歩きの楽しさと回遊性を向上させます。



- ・大きな壁面や単調なファサードを避け、歩行者が移動しながら楽しめるような小割りの構成としましょう。
- ・沿道の壁面後退区域も一体的に活用することが望ましいです。



推奨項目 05-B （可視化）

建 | 工 | 広 | 大

主要道路に面する低層部の開口部は、建築物内部の活動やにぎわいがまちへとにじみでよう、各階ごとの壁面面積に対して2分の1を超える割合でガラス張りなどの可視化を行う。



▲（推奨項目05-B）
1・2階部分をガラス張りとしている例

推奨項目 05-C （ショーウィンドー）

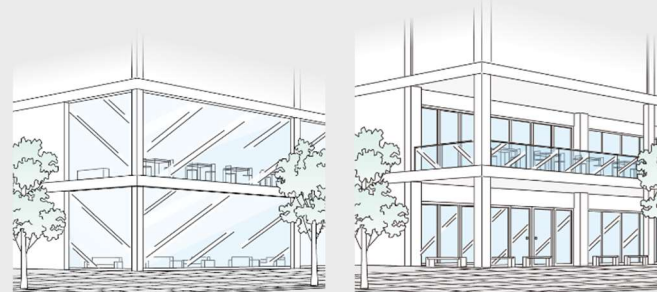
建 | 工 | 広 | 大

主要道路に面する低層部に、質の高いデザインと品位ある演出の工夫をしたショーウィンドーを設ける。



▲（推奨項目05-C）
ショーウィンドーを設けている例

- ・開口部を設ける低層部は、基準05-2（p19）で定めるにぎわいづくりに配慮した用途としましょう。
- ・2階の外壁を奥まった部分に設ける場合は、建築物側のにぎわいが沿道の歩行者から見えるように、前面にテラス席やベンチ等を設置するようにしましょう。



- ・ショーウィンドーは店舗の顔となり、それが連なることでまちの顔となります。おしゃれで品の良いデザインは歩行者の目を惹きつけ、まちの魅力を高めます。



- ・魅力ある夜間景観を演出するため、間接照明やスポットライトを効果的に配置しましょう。



06 駐車場

基準 06-1

建 | 工 | 広 | 大

駐車場の出入口は、原則として主要道路に面して設置しない。
ただし、駐車場の設置が必要で、主要道路以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

基準 06-2

建 | ー | 広 | 大

駐車場は、主要道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

基準 06-3

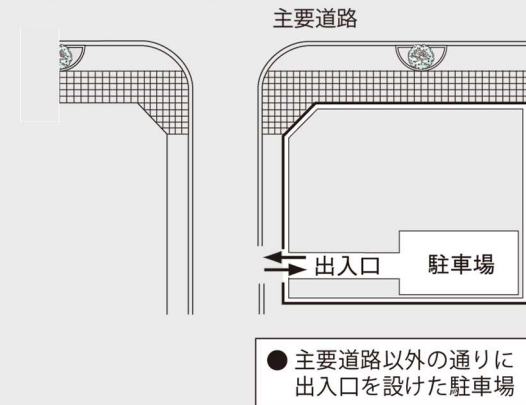
ー | 工 | 広 | 大

主要道路に面する駐車場は、花木による外周の緑化、夜間の照明、フェンスのデザインの工夫など、歩行者が楽しく歩けるよう街並みとの調和に配慮する。

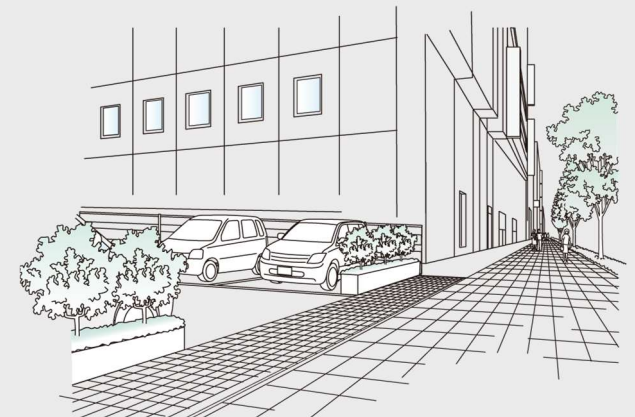


▲ (基準06-3)
駐車場の外周を緑化している例

・主要道路以外の道路に面していない敷地で、やむを得ず主要道路に面して駐車場出入口を設ける場合は、殺風景な印象を与えないよう、敷地内照明や歩行者から見える部分の設えに十分配慮してください。



・外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないよう努めてください。



基準 06-4

— | 工 | 広 | 大

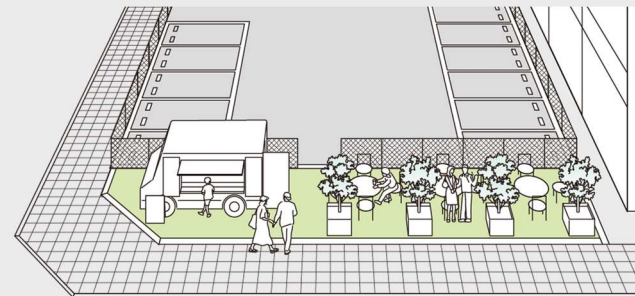
主要道路に面して設ける駐車場の用に供する部分の面積（道路境界線から後退した部分を含む）が500㎡以上の場合、道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた主要道路の道路境界線を延長した線）から2.5m以内の区域を、以下のとおりとするよう努める。

- ・駐車場の用に供するものは設置しない。
- ・まちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間とする。



▲（基準06-4）
駐車場の沿道部分を活用している例

- ・都心部のメインストリートである広小路通や大津通に面する敷地を駐車場とする場合、街並みの連続性やにぎわいを損なう恐れがあるため注意が必要です。特に、大規模なものはその影響が大きいため、沿道部分をまちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間となるよう配慮してください。



07 附属施設

基準 07-1

建 | 工 | 広 | 大

さく・塀は、原則として主要道路に面して設置しない。
ただし、やむを得ず設置する場合は、街並みとの調和に配慮する。

基準 07-2

建 | 工 | 広 | 大

駐輪場やバイク駐車場、シェアモビリティ置き場は、原則として主要道路に面して設置しない。
ただし、やむを得ず設置する場合は、街並みとの調和に配慮する。

・やむを得ず設置する場合は、植栽や建物デザインと一体となった工作物で遮蔽するなど、街並みとの調和に配慮してください。

基準 07-3

建 | 工 | 広 | 大

テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

基準 07-4

建 | — | 広 | 大

アーケードは設置しない。

基準 07-5

建 | 工 | 広 | 大

電気・空調・給排水などの建築設備、ごみ収集設備などは、道路から目立たないように工夫する。

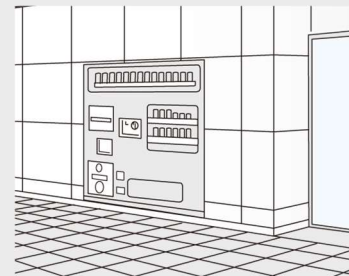
・屋上等に建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行うなど、目立たない工夫をしてください。
・ごみ収集設備等は、できるだけ建物内部に設置してください。建物外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインの工夫や、目隠しなどで歩行者の目に触れにくくなるよう景観上の配慮をしてください。

基準 07-6

建 | 工 | 広 | 大

自動販売機は、主要道路に直接面して設置しない。
ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

・自動販売機を設置する場合は、建築物の中に組み込む、または建築物等と同系色の塗装をするなど、一体感を持たせ、周辺と調和するよう配慮してください。
・照明および広告物の表示は最小限となるようにしてください。



NG例



08 緑化

基準 08-1

道路境界、出入口付近など景観を形成する上で効果的な場所に緑化を行うよう努める。

建 | 工 | 広 | 大

推奨項目 08-A (緑化)

より質の高い緑化による沿道景観を形成するため、以下の事項を取り入れる。

- ・地被類のみでなく、低木、中木、高木を組み合わせ、歩行者から視認されるよう面的、立体的な緑化を行う。
- ・主要道路に面する部分では、緑が途切れることなく感じられるよう連続的に配置する。

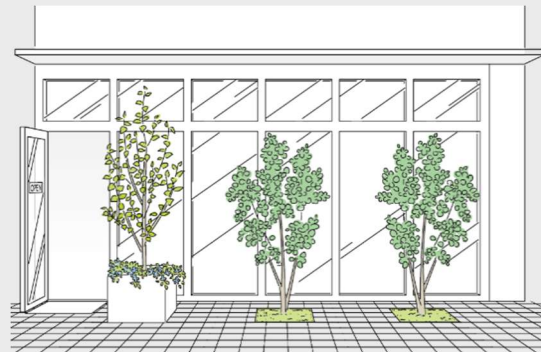
建 | 工 | 広 | 大

「連続的に配置」とは、主要道路に面する側の緑化延長を30%以上とすることを目安とします。



▲ (推奨項目08-A)
緑化による居心地の良い空間の例

- ・歩行者から見える場所に緑化を行ってください。
- ・プランターやコンテナ等での植栽も含みます。(大規模建築物等を除く)
- ・壁面後退区域では、通りの連続性が感じられるように、隣接地とのつながりに配慮した配置としてください。



- ・連続した街路樹と調和した質の高い緑化を行うことが重要です。
- ・植栽でゆるやかに区切られた場所は、周囲からは適度を守られ、内側からは眺めが開けており、居心地の良い空間となります。
- ・敷地に余裕がある場合は、中高木とテーブルやイスを組み合わせるなど、歩行者が滞在できるような設えとすることが効果的です。
- ・「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」を参考とした植栽を取り入れましょう。



09 夜間景観

基準 09-1

主要道路に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜間景観の演出に努める。

建 | 工 | 広 | 大

推奨項目 09-A (夜間景観)

より質の高い夜間景観を演出するため、以下の事項を取り入れる。

- ・建築物外部から視認できる低層部の内部、外観及び外構の照明は温かみを感じられる色温度を基調とする。
- ・建築物内部の照明や外観を魅せる照明、外構の照明などを組み合わせ、照明による演出を工夫する。

建 | 工 | 広 | 大

「温かみを感じられる色温度」とは、2700K/ケルビン（電球色）～3800K/ケルビン（温白色）を目安とします。

<色温度の見本>



資料提供：Panasonic

低い ← 色温度 → 高い

- ・夜も通りを歩きたくなるような、魅力的な夜間景観の演出を行い、通りのイメージを高めるよう努めてください。
- ・少なくとも公共交通機関が稼働している時間帯は照明により街並みが照らされるよう配慮してください。



- ・屋外広告物による照明は対象外としますが、建築物の照明と調和するよう配慮してください。
- ・低層部の色温度を抑え、光の重心を低くすることで、空間全体が落ち着いた雰囲気となり、歩行者に安らぎと癒しをもたらします。



以下のような照明による演出を取り入れましょう。

①建物内部の照明

室内の光の見え方や光の漏れ方を工夫し、低層部建物内部からの光により魅力的な夜間景観を演出する。

②外観を魅せる照明

下方から建物を照らす、軒や建物ファサードを際立たせるなど、外観を意識した照明により魅力的な夜間景観を演出する。

③外構の照明

植栽のアップライティングや、ベンチ等のストリートファニチャーなどの足元を照らすなど、光の重心を低くすることを意識し、外構の照明により憩いや親しみを感じられる夜間景観を演出する。



▲ ①建物内部の照明



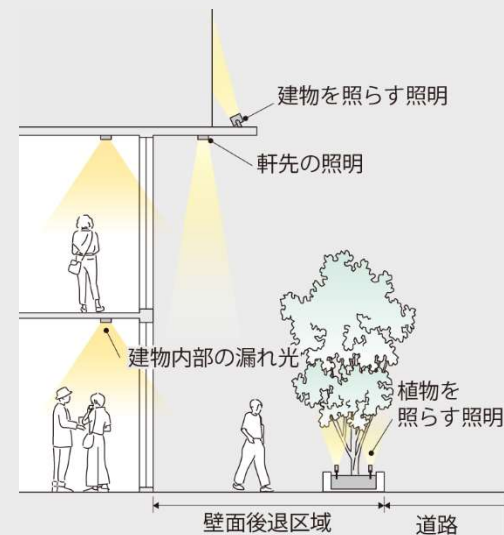
▲ ②外観を魅せる照明



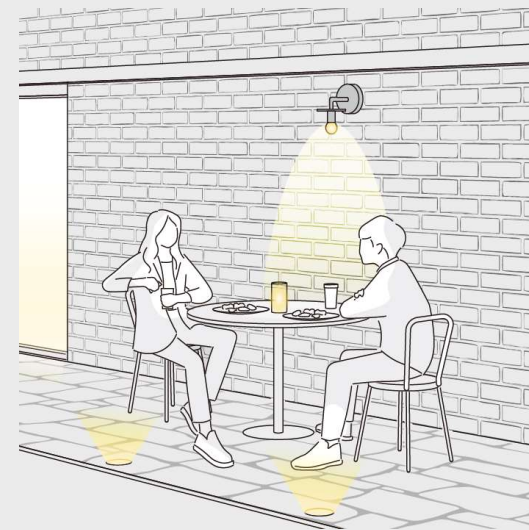
▲ ②外観を魅せる照明



▲ ③外構の照明



・間接照明や拡散した透過光など柔らかな光に包まれることで、落ち着いて過ごしやすい空間がつけられます。



10 都市景観重要建築物など

基準 10-1

建 | 工 | 広 | —

都市景観重要建築物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

- ・ 広小路通は、名古屋の発展を先導してきた通りであり、その時代時代を象徴する建築物などが共存しています。
- ・ 都市景観重要建築物等は豊かな街並みを形成するとともに、地域のランドマークとして存在し、まちの魅力を高める重要な要素のひとつです。
- ・ 歴史的財産を継承した広小路通の文化を守っていくため、都市景観重要建築物等の周辺においては、これらの建築物等をいかした景観となるよう配慮してください。

推奨項目 10-A (都市景観重要建築物など)

建 | 工 | 広 | —

都市景観重要建築物などの外観を保存する。

- ・ 都市景観重要建築物等を保存・活用することで、歴史的な景観を守るとともに、都心の文化・にぎわいの創出につながります。

▼ 広小路通に現存する主な都市景観重要建築物など



旧加藤商会ビル
(国・登録有形文化財)



株式会社三井住友銀行名古屋支店
(都市景観重要建築物)



旧名古屋銀行本店ビル
(都市景観重要建築物)

11 にぎわい形成

推奨項目 11-A (活動空間)

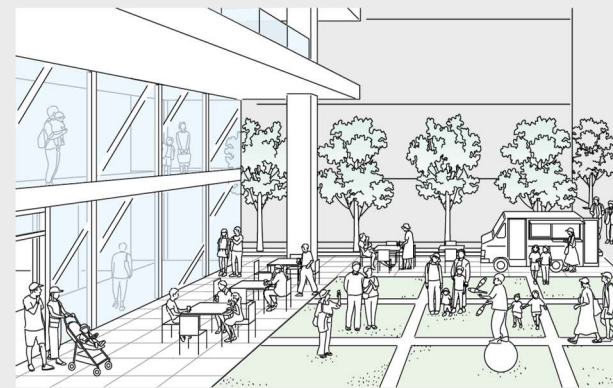
建 | 工 | 広 | 大

地域の活性化や地域コミュニティの形成に寄与する活動ができる空間を創出する。



▲ (推奨項目11-A)
地域で連携したイベント活動を実施している例

- ・ 建築物を「つくる」だけではなく、「つかう」を意識した取組みを推奨します。
- ・ にぎわいの「点」と「点」がつながり地区全体ににぎわいが連続することを期待します。
- ・ イベント活動等がしやすい環境とするため、電源・照明・水道などの設備を整備しましょう。
- ・ 滞在空間の考え方については、「N a g o まちスペースづくりのガイドライン」を参考としてください。



推奨項目 11-B (SRTとの調和)

建 | 工 | 広 | 大

SRTと調和した景観形成や活用を行い、SRTが走る都心風景の魅力を高める沿道デザインとする。

以下のような工夫を取り入れましょう。

- ・ SRTを眺められる空間を創出する。
- ・ SRTと連携したにぎわいづくりを実施する。
- ・ SRTの乗降空間と連続性のある滞在空間を創出する。
- ・ SRTのデザインと調和した色彩を外観に取り入れる。 など

・ SRTは名古屋都心部を走る新しい移動手段であり、建築物側においてSRTをいかした取り組みや、調和したデザインを取り入れることで、一体的な景観づくりをすすめます。



コラム | SRTとは

SRTとは、名古屋都心部の回遊性や、地上のにぎわいを拡大するため、まちづくりと一体となった新たな路面公共交通システムのことです。

技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート（Smart）さを備え、路面（Roadway）を走ることでもちの回遊性やにぎわいを生み出す、今までにない新しい移動手段（Transit）であることから、その特性を表す概念として、このシステムを「Smart Roadway Transit」と称し、頭文字をとってSRTと呼んでいます。

車内では映像コンテンツでまちの情報を発信するなど、新たな移動体験を提供します。



12 屋内からの表示

屋内からの表示とは、建築物の窓等の開口部に設けられたガラス等の内側から、直接または距離を取らずに、専ら屋外の公衆に向けて一定の期間以上継続して表示をするものをいいます。

屋外広告物法による屋外広告物には該当しませんが、屋外広告物と同様に景観へ影響を及ぼすことから、景観への十分な配慮をお願いします。

基準 12-1

建 | — | 広 | 大

1・2階において、建築物のガラス面の内側から外に向けて表示される文字や図柄などは、街並みとの調和に配慮する。

・景観形成基準05-3（p19）のとおり、低層部は建築物内部のにぎわいがまちへにじみ出すよう努めることとしています。窓面全面を塞いでしまうと閉鎖的な印象を与えてしまうため、切り抜き文字や透け感のある素材とするなど、まちにひらかれた印象となるよう配慮してください。

基準 12-2

建 | — | 広 | 大

建築物の3階以上の階には、ガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。



やむを得ず表示する場合の例

基準 12-3

建 | — | 広 | 大

高彩度色及び蛍光色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

・高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。
・高彩度色や蛍光色などの目立ちやすい色は周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となる恐れがありますので、最小限にとどめてください。

基準 12-4

建 | — | 広 | 大

補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

・補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストの一番強い色の組合せをいいます。
・コントラストの強い配色とするとお互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

基準 12-5

建 | - | 広 | 大

文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字量も注意する。

基準 12-6

建 | - | 広 | 大

屋内から外に向けて電光表示装置等を設置する場合は、名古屋市デジタルサイネージガイドラインの基準に適合すること。

ただし、市長がデザイン、色彩、動き、輝度等の周辺環境への影響に十分配慮したものと認めた場合は、この限りでない。

その他、屋内から点滅や輝度の変化、表示に動きのあるものを表示する場合は、速度を緩やかなものとしたうえで、街並みとの調和に配慮する。



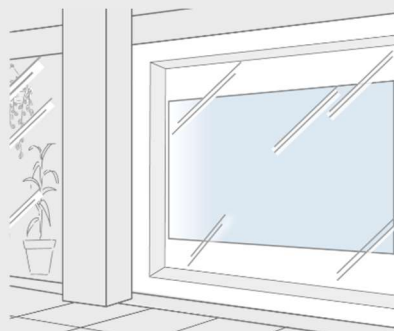
名古屋市デジタルサイネージガイドライン
<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/toshikeikaku/1017988/1017997.html>



・下図のように設置されるデジタルサイネージは基準の対象となります。



ガラスの内側から専ら
屋外に向けて表示されるデジタルサイネージ



ショーウィンドーの内側から専ら
屋外に向けて表示されるデジタルサイネージ

13 広告物

推奨項目 **13-A** (広告物)

建 | ー | 広 | 大

建築物に設置する広告物の総量や位置、形態、大きさ、色彩などをトータルでデザインする。



▲ (推奨項目13-A)
一列に揃えた壁面広告の例

- ・景観に配慮した建築物であっても、無秩序に広告物を掲出することで、街並みの魅力を低下させる要因になります。
- ・建築物を計画するタイミングで、施設名称やテナントサインを含め、広告物の設置に関するルールについてもあわせて計画し、各テナントが入居する際には、一定のルールのもと広告物を表示するように働きかけましょう。
- ・雑然とした印象を与えないように、当地区においては広告物の掲出をできるだけ控えましょう。



14 創意工夫

推奨項目 **14-A** (創意工夫)

建 | 工 | 広 | 大

より質の高い景観形成を図るため、街並みと調和するもので、創意工夫を凝らした取り組みを行う。

- ・立地特性等をいかしたまちへの配慮や、当地区の景観の質を高める工夫や取り組みを期待しています。

(例)

- ・街歩きが楽しくなるよう、主要道路に顔を向けた、街並みに変化をもたらすような表情豊かで印象的なファサード。
- ・安らぎや楽しみ、空間に潤いを与えるような水景施設の整備。

CHAPTER 3

景觀形成基準・推獎項目

2 屋外広告物

2 屋外広告物 対応表

※ 対象となる区域や行為に応じて、参照する基準の見出しを示した表です。

	景観形成基準	区域		ページ
		広小路	大津	
15 基本事項	15-1	■	■	36
	15-2	■	■	36
	15-3	■	■	36
16 地上部・低層部	16-1	■	■	37
17 色彩など	17-1	■	■	37
	17-2	■	—	38
	17-3	—	■	38
	17-4	■	■	39
	17-5	■	■	39
18 照明など	18-1	■	■	39
	18-2	■	■	39
19 電光表示装置等 (デジタルサイネージ等)	19-1	■	■	40
	19-2	■	■	40
	19-3	■	—	40
	19-4	—	■	40
	19-5	■	■	40
20 屋上広告	20-1	■	■	41
	20-2	■	—	41
	20-3	—	■	41
	20-4	■	■	41
21 壁面広告	21-1	■	—	42
	21-2	—	■	42
	21-3	■	■	42
	21-4	■	■	42

	景観形成基準	区域		ページ
		広小路	大津	
22 突出広告 (主要道路に面するものに限る)	22-1	■	■	43
	22-2	■	■	43
	22-3	■	—	43
	22-4	—	■	43
	22-5	■	—	44
	22-6	—	■	44
	22-7	■	■	44
23 地上広告	23-1	■	—	45
	23-2	—	■	45
	23-3	■	■	45
	23-4	■	—	46
	23-5	—	■	46
24 都市景観重要建築物などの周辺	24-1	■	—	47

※番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、本パンフレットに記述されていない全市的な規格がありますので、『屋外広告物のしおり』や屋外広告物条例を確認してください。

〈規格〉	〈誘導基準〉
基準 17-2	基準 15-1

15 基本事項

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、本パンフレットに記述されていない全市的な規格がありますので、『屋外広告物のしおり』や屋外広告物条例を確認してください。

〈番号が白抜きの表示例：規格〉

基準 **17-2**

基準 15-1

広 | 大

広告物は、広小路通及び大津通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。

基準 15-2

広 | 大

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

- ・屋外広告物は、景観を形成する重要な要素です。
- ・広小路通区域は、都心のメインストリートとして、風格があり洗練された街並みを、大津通区域はにぎわいと品位のある街並みをめざしています。個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、街並みや建築物等に調和したものとするよう努めてください。



- ・推奨項目13-A (p33) のとおり、建築物全体で統一したデザインとなるよう計画してください。

基準 15-3

広 | 大

広告物はできるかぎり集約化し、広告物の総量の抑制に努める。

- ・必要な広告物については、最小限の大きさと数で、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

16 地上部・低層部

基準 16-1

広 | 大

主要道路に面する低層部は、歩行者にとって居心地の良さが感じられる街並みとなるよう低層部の壁面及び地上に設置する広告物の形態意匠を工夫する。

- ・「地上に設置する広告物」には、置き看板、立て看板、広告旗（のぼり旗）を含みます。特にのぼり旗は地区の雰囲気になじみにくいため設置しないことが望まれます。

NG例



17 色彩など

基準 17-1

広 | 大

高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。蛍光色は、使用しない。

- ・高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。
- ・高彩度色や蛍光色などの目立ちやすい色は周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となる恐れがありますので、最小限にとどめてください。

基準

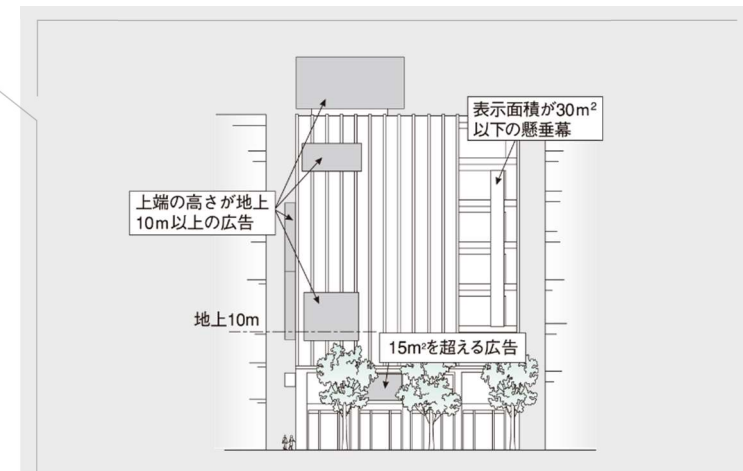
17-2

広

表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が15㎡を超える場合は、次のとおりとすること。

- ・彩度14以下とする。
- ・表示面積の1/2以上は彩度10以下又は表示面積の2/3以上は彩度12以下とする。

ただし、表示面積が30㎡以下の懸垂幕又は市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。



基準

17-3

大

表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合は、次のとおりとすること。

- ・彩度14以下とする。
- ・表示面積の1/2以上は彩度10以下又は表示面積の2/3以上は彩度12以下とする。

ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。



基準 17-4

広

大

補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

- ・補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。
- ・コントラストの強い配色をすると、互いに強調しあい、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

基準 17-5

広

大

文字や図柄は、バランスよく配置する。
また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

18 照明など

基準 18-1

広

大

点滅する広告物、輝度に変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。

- ・フラッシュの多用や、文字の表示速度の速い電光表示は、周辺の街並みと不調和になりやすいので、速度を緩め、内容を把握できる程度としてください。

基準 18-2

広

大

周辺の景観を損なわないよう広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

- ・都市景観重要建築物などの周辺においては、特に配慮し、品位を損なわないような色味や輝度にしてください。

19 電光表示装置等（デジタルサイネージ等）

電光表示装置等とは、電光表示装置（デジタルサイネージ）および映像（レーザー光線による場合を含む）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物のことをいいます。

基準 19-1

広 | 大

表示面積は、30㎡以下とすること。

ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

・クリスマスのイルミネーションの一環として設置するものなど、短期間の設置で、通りの景観に良い影響を与えると認められるものは、30㎡を超えても許可する場合があります。

基準 19-2

広 | 大

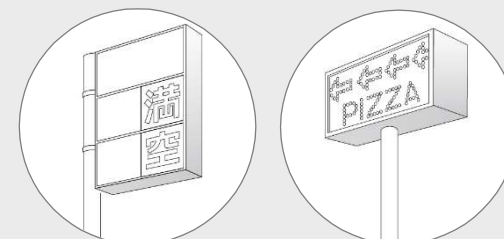
音響を伴う電光表示装置は、設置しないこと。

ただし、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

基準 19-3

広 | -

建築物若しくは工作物の側面に突出する形式又はこれに類する形状の場合は、1つの表示面の表示面積は1㎡以下とし、表示に常時動きのあるもの又は点滅するものは、設置しないこと。



突出広告に類する形状の例

基準 19-4

- | 大

建築物若しくは工作物の側面に突出する形式又はこれに類する形状の場合は、電光表示装置は設置しないこと。

基準 19-5

広 | 大

電光表示装置等を設置する場合は、名古屋市デジタルサイネージガイドラインの基準に適合すること。

ただし、市長がデザイン、色彩、動き、輝度等の周辺環境への影響に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

・デジタルサイネージは設置される条件や状況によっては、周辺環境との不調和により景観を阻害する恐れがあります。
・特に都市景観形成地区内においては、景観への影響を考慮し、設置位置や映像内容に配慮してください。



名古屋市デジタルサイネージガイドライン
<https://www.city.nagoya.jp/jigyoutoshikeikaku/1017988/1017997.html>



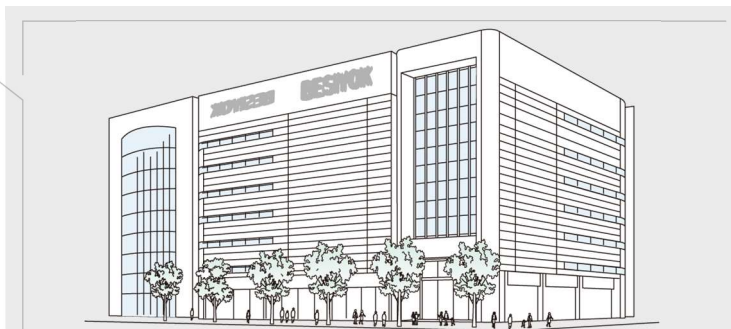
20 屋上広告

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。

基準 20-1

建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

広 | 大



基準 20-2

広告塔及び広告板の表示面は縦10m以下、かつ、広告塔及び広告板の高さは横の長さの2倍以下とし、安定感のあるデザインとすること。

ただし、市長が景観上デザインが優れていると認めた場合は、この限りでない。

広 | -

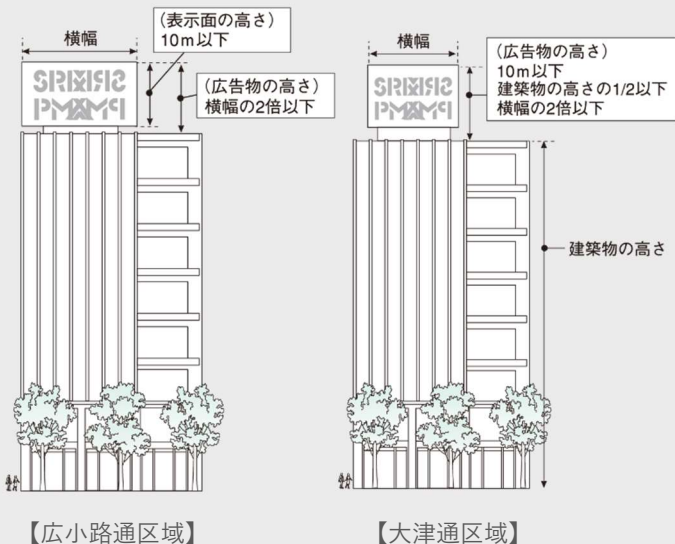
・屋上広告の形態が、圧迫感や不安定感を与えるものとならないよう配慮してください。

基準 20-3

広告塔及び広告板の高さは10m以下、当該広告塔及び広告板を設置する箇所におけるその建築物の高さの1/2以下、かつ、広告塔及び広告板の横の長さの2倍以下とし、安定感のあるデザインとすること。

ただし、市長が景観上デザインが優れていると認めた場合は、この限りでない。

- | 大



基準 20-4

骨組み、支柱等の構造体は、目立たないようにすること。

広 | 大

21 壁面広告

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。

基準

21-1

広 | ー

一壁面における表示面積の合計は、その壁面面積の1/10以下とすること。
ただし、一壁面の面積が100㎡未満の建築物又は工作物については、10㎡以下とすること。

基準

21-2

ー | 大

一壁面における表示面積の合計は、その壁面面積の1/10以下とすること。

基準

21-3

広 | 大

1・2階の窓面を利用して広告物を設置する場合、街並みとの調和に配慮する。

基準

21-4

広 | 大

建築物の3階以上の階には、窓面を利用した広告物は設置しない。
ただし、やむを得ず設置する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

- ・壁面積とは、壁面の垂直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含めます。
- ・隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。



※屋上広告の表示面積は、壁面積には含まれません

- ・景観形成基準05-3 (p19) のとおり、低層部は建築物内のにぎわいがまちへにじみ出すよう努めることとしています。窓面全面を塞いでしまうと閉鎖的に感じられるため、切り抜き文字や透け感のある素材とするなど、居心地の良さを感じられるように配慮してください。



やむを得ず表示する場合の例

22 突出広告（主要道路に面するものに限る）

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。

基準 22-1

広 | 大

低層部に店舗が並ぶ街並みが歩行者からよく見えるように、建築物の1・2階部分には最小限とするよう努める。

基準 22-2

広 | 大

広告物の取付壁面からの出幅は、1m以下とすること。

基準 22-3

広 | -

広告物の下端の高さは、次のとおりとすること。

- ・伏見通～久屋大通 地上6m以上
- ・その他区間 地上4.5m以上

ただし、1つの表示面の表示面積が 1m^2 以下、かつ広告物の下端が2.5m以上の場合は、この限りでない。

基準 22-4

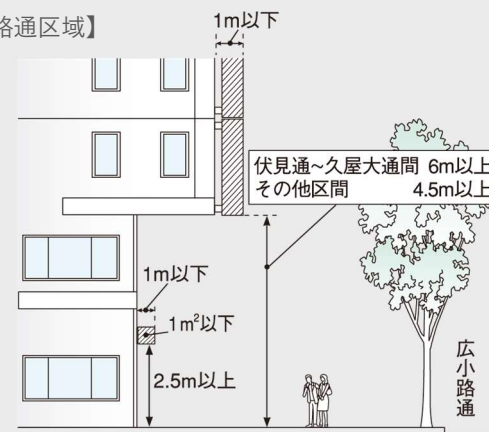
- | 大

広告物の下端の高さは、次のとおりとすること。

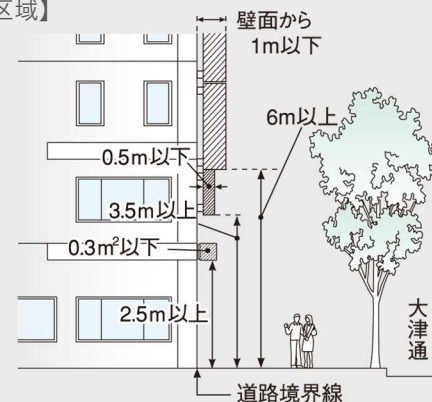
- ・広告物が大津通の道路境界から道路上に突出するときは、広告物の下端は道路面から6m以上とする。
ただし、1つの表示面の表示面積が 0.3m^2 以下、かつ、下端が道路面から2.5m以上の場合は、この限りでない。
- ・広告物が大津通の道路境界から道路上に突出しないときは、広告物の下端は地上2.5m以上とする。

・突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。

【広小路通区域】



【大津通区域】



基準 22-5

広 | —

一壁面には、一列にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が 1m^2 以下で、下端の高さが 2.5m 以上のものについては、この限りでない。

基準 22-6

— | 大

一壁面には、一列にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が 0.3m^2 以下で、下端の高さが 2.5m 以上のもの又は景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

基準 22-7

広 | 大

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

- ・突出広告が無秩序に設置されると、建築物によって構成される街並みの連続性が損なわれてしまいます。掲出量を最小限にし、秩序だてて設置することにより、街並みと調和するよう努めてください。

- ・大津通区域では飾り看板など、まちのにぎわいに寄与すると認められるものは例外とします。

- ・一列に設置された広告は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。



23 地上広告

地上広告とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。

基準

23-1

広 | ー

広告塔及び広告板の高さは、地上10m以下とし、かつ、一側面における表示面積の合計は10㎡以下とすること。

ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

基準

23-2

ー | 大

広告塔及び広告板の高さは、地上10m以下とすること。

ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

基準

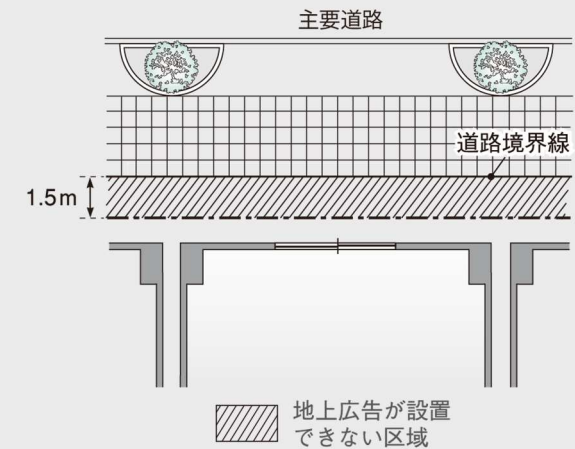
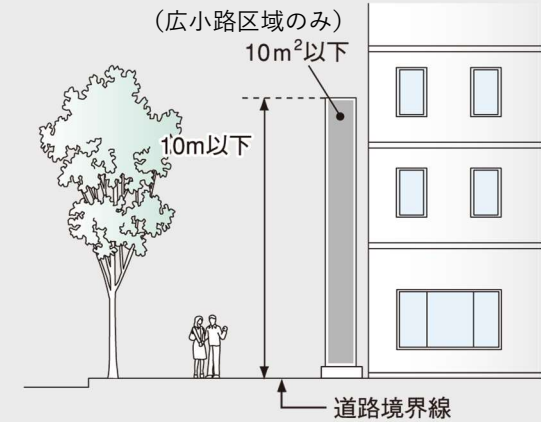
23-3

広 | 大

主要道路の道路境界線（隅切り部分については、同一街区における隅切りを除いた主要道路の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には、設置しないこと。

ただし、市長が通行上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

・地上広告は、建築物と調和したデザインとするとともに、快適で楽しい歩行空間の形成に寄与するよう、過度に主張しない洗練されたデザインとしてください。



基準

23-4

広 | -

広告塔及び広告板が、広小路通の道路境界から道路上に突出するときは、広告塔及び広告板の下端の高さを次のとおりとすること。

- ・ 伏見通～久屋大通 道路面から6m以上
- ・ その他区間 道路面から4.5m以上

ただし、1つの表示面の表示面積が1㎡以下、かつ、広告塔及び広告板の下端が道路面から2.5m以上の場合は、この限りでない。

基準

23-5

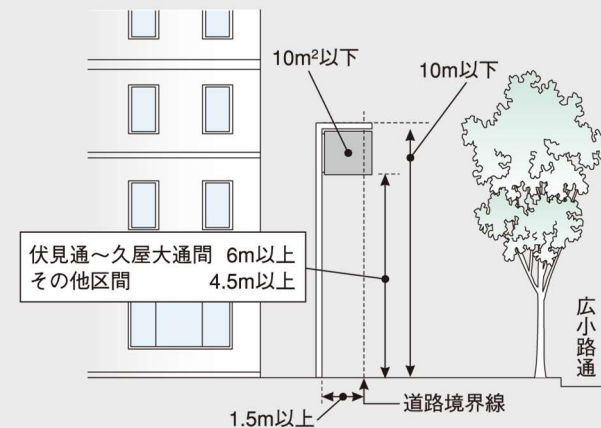
- | 大

広告塔及び広告板が、大津通の道路境界から道路上に突出するときは、広告塔及び広告板の下端は道路面から高さ6m以上とすること。

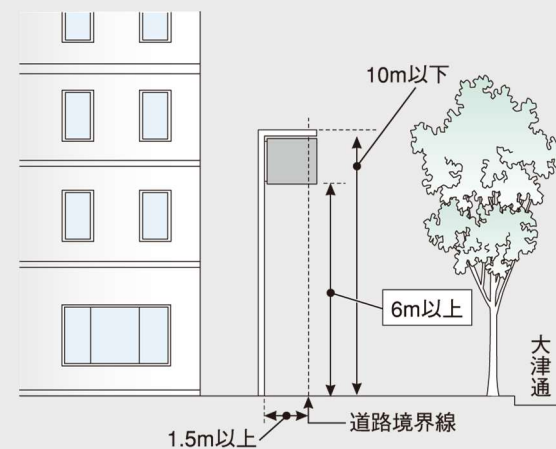
ただし、1つの表示面の表示面積が0.3㎡以下、かつ、広告塔及び広告板の下端が道路面から2.5m以上の場合又は表示面が横0.5m以下、かつ、広告塔及び広告板の下端が道路面から3.5m以上の場合は、この限りでない。

・ 一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。

【広小路通区域】



【大津通区域】



24 都市景観重要建築物などの周辺

基準 24-1

都市景観重要建築物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

広 | ー

- ・ 広小路通は、名古屋の発展を先導してきた通りであり、その時代時代を象徴する建築物などが共存しています。
- ・ 都市景観重要建築物等は豊かな街並みを形成するとともに、地域のランドマークとして存在し、まちの魅力を高める重要な要素のひとつです。
- ・ 歴史的財産を継承した広小路通の文化を守っていくため、都市景観重要建築物等の周辺においては、これらの建築物などをいかした景観となるよう配慮してください。

▼ 広小路通に現存する主な都市景観重要建築物など



旧加藤商会ビル
(国・登録有形文化財)



株式会社三井住友銀行名古屋支店
(都市景観重要建築物)



旧名古屋銀行本店ビル
(都市景観重要建築物)

CHAPTER 4 手続きと維持管理

1 都市景観形成地区内における届出等の対象行為

■建築物・工作物の届出対象行為（景観法・都市景観条例）

都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築等の行為を行う場合は、規模にかかわらず景観法に基づく届出が必要となります。
ただし、次のような場合は届出の対象外となります。

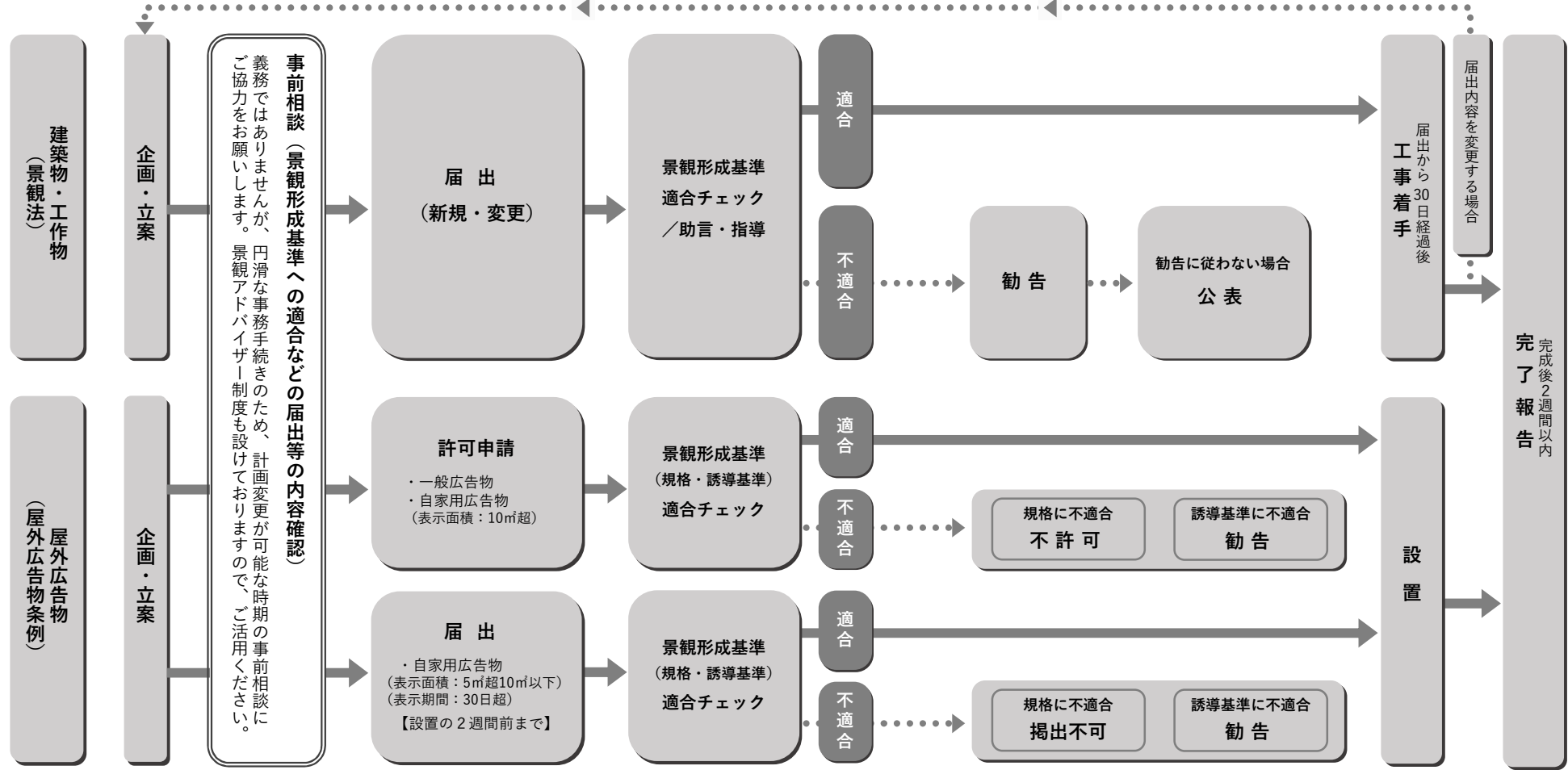
都市景観形成地区		建築物	工作物
届出対象 除外行為	新築・移転	・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場 その他これらに類する建築物で仮設のもの	・都市景観形成地区内の道路から見えないもの
	増築・改築	・増改築をする部分が都市景観形成地区内の道路から見えないもの ・増改築する部分が都市景観形成地区外のみで、増改築する部分の 床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の2分の1を超えないもの	・増改築をする部分が都市景観形成地区内の道路から見えないもの ・都市景観形成地区外の部分のみのもの
	外壁の変更を 伴う修繕 ・ 模様替 ・ 色彩の変更	・修繕等をする部分が都市景観形成地区内の道路から見えない、 又は都市景観形成地区外のみのも ・修繕等をする外壁の面積が10㎡以下のもの	・修繕等をする部分が都市景観形成地区内の道路から見えない、 又は都市景観形成地区外のみのも ・修繕等をする部分の面積が10㎡以下のもの
	その他	・地下に設ける建築物、工作物の建築等 ・仮設の工作物の建設等 ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ・景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為 など	

※ 都市景観形成地区内で大規模建築物・大規模工作物の新築等を行う場合は、別で定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

■屋外広告物の許可・届出対象行為（屋外広告物条例）

	許可申請	届出
対象行為	・表示面積の合計が10㎡を超える自家用広告物を掲出 ・一般広告物を掲出	・都市景観形成地区内において、表示面積の合計が5㎡を超え10㎡以下で、 表示または設置の期間が30日を超える自家用広告物を掲出

2 手続きの流れ



※建築物・工作物の変更届出をする場合は、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。

※都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6か月ごとの報告をお願いします。

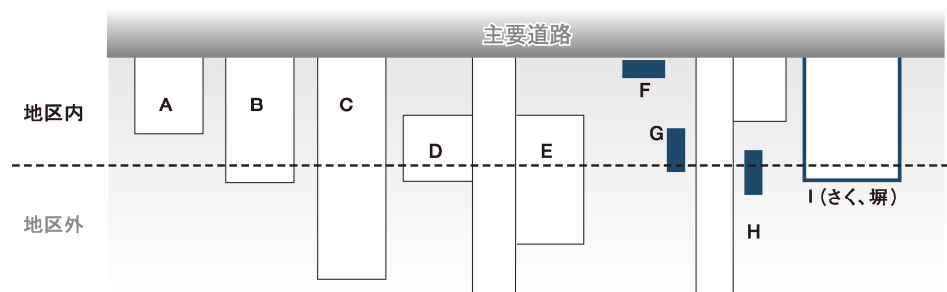
※次のような場合は、罰則の対象となります。

【建築物・工作物】 30万円以下の罰金（景観法第102条）	【屋外広告物】 50万円以下の罰金（屋外広告物条例第36条）
・届出をしなかった場合 ・虚偽の届出をした場合 ・届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間の短縮をした場合を除く）	・許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けなかった場合 ・禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

3 基準の適用範囲

■都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用

建築物	・敷地が主要道路に面しているもの ・敷地の過半が敷地内にあるもの	A、B、C、D・・・適用対象 E・・・適用対象外
工作物	・主要道路に面しているもの ・過半が敷地内にあるもの	F、G、I・・・適用対象 H・・・適用対象外



■既存のものへの基準の適用

- ・令和8年9月に既に存する建築物、工作物および広告物については、本基準を適用しません。（当時の基準が適用されます。）
ただし、広告物について、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。
- ・令和8年9月以降に届出・許可申請を行うものには、本基準を適用します。

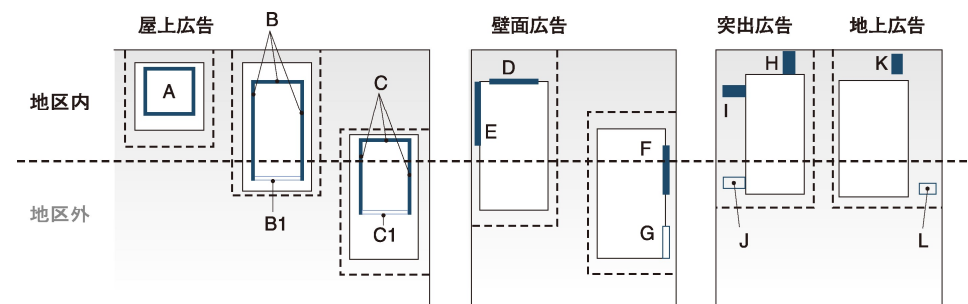
4 維持管理等について

どんなに良好なデザインの建築物であっても、適切な維持管理がなされないと都市の美観を損ねてしまいます。建築物、工作物、広告物、植栽等は広小路・大津通の景観を損なうことのないよう、管理者は、周辺を含め、行き届いた維持管理を行うよう努めてください。

また、工事中においては、広小路通、大津通に面する工事用の囲いは街並みとの調和に配慮し、殺風景なものとならないよう修景に努めてください。

広告物	・地区内に設置するもの	A、B、C、D、E、F、H、I、K・・・適用対象 B1、C1、G、J、Lの場合・・・適用対象外
-----	-------------	--

※地区外に設置する場合でも、表示面積に応じて屋外広告物の許可申請が必要となります。



日頃のご協力に感謝します

CHAPTER 5 おわりに

1 用語の解説

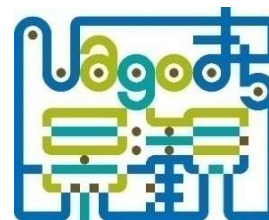
■景観法	美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。 主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
■景観計画	景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。 なお、景観計画は、都市景観条例と一体となって運用されるような制度となっています。
■色彩	色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。 マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色相を指定することができます。 一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。 色相 マンセルシステム 色の表示例 5R 7 / 8 色相 明度 / 彩度 主な色相ごとの明度と彩度 無彩色 N 赤 5R 黄 5Y 青 5B 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 4 6 8 10 12 14 彩度 ※印刷のため、実際の色彩とは異なります。

■低層部	広小路・大津通都市景観形成地区では、1・2階を低層部として位置づけています。 特に、広小路通沿道では、SRTが走行することから、SRTと街並みが「見る・見られる」関係となる景観形成を図るため、実際のSRT車窓の視点から沿道建築物を見た際に自然に目に入る高さとして、2階部分を含めたアイレベルデザインの誘導を行います。（p18他） にぎわいづくりに配慮した用途の導入 まちに開かれた居心地の良い空間がにじみ出ている 歩道 壁面後退区域 アイレベルデザイン誘導
■中・高層部	3階以上で高さ31m以下の部分を中層部、高さ31を超える部分を高層部と位置づけています。
■ファサード	建築物の正面の外観のことをいいます。道路側から見たときの、建築物の「顔」ともいえる部分で、建築デザインの面ではとても重要な要素となります。（p18）
■オープンスペース	建築物などが建っていない土地の総称で、主に敷地内の空地を指します。
■ヒューマンスケール	都市や建築物の空間において、人らしさが感じられ、人の活動にふさわしい空間の大きさや尺度のことをいいます。 魅力的であると評価される歴史的な都市や建築物は、こうした人の身体感覚に即した適切なサイズ、スケール感によるところが大きいといわれています。（p19）
■サンクンガーデン	主に都市部のオフィスビルやホテル、商業施設等に設けられる、地盤面より一段低い半地下に作られた庭園空間のことをいいます。（p12）
■色温度	光の色味を表す指標を色温度といいます。数値が低ければ赤みを帯び、高くなれば青白くなります。〔単位：K(ケルビン)〕（p25）
■SRT (Smart Roadway Transit)	名古屋都心部の回遊性や、地上のにぎわいを拡大するため、まちづくりと一体となった新たな路面公共交通システムのことをいいます。（p29）
■デジタルサイネージ	ディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する広告物のことをいいます。 名古屋市では、デジタルサイネージによる屋外広告物を表示する際の景観上の望ましい基準として、令和6年度に「名古屋市デジタルサイネージガイドライン」を策定しました。（p32、p42）

2 Nagoyaまちなか景観認定制度 〈Nagoまち景観〉

景観への取り組みを「見える化」し、地区内にある景観の魅力を共有・発信することで、より良好な景観形成を促進し、世代を超えてまちを大切にする文化を育み、持続可能な都市の魅力創出へつなげることを目的として、新たな景観の認定制度を創設しました。

※景観法に基づく認定制度ではありません。



Nagoまち景観 ロゴマーク

人の営みや建物、緑、スカイラインなど、まちにあるさまざまな要素が相互に影響し合い、つながることで景観がつけられていくことを表現したものです。

■対象

広小路・大津通都市景観形成地区内における建築物や工作物、広場空間など

※既存の建築物も対象とします

■認定について

敷地規模に応じて取り組んでいただきたい推奨項目の数に加え、都市景観形成地区に対する配慮や街並みとの調和などを総合的に考慮し、市が認定を行います。

認定を申請する前には、本市の景観アドバイザーに事前相談のうえ、推奨項目の内容を満たしているかなどについて意見を受けながら進めていただきます。

■認定の効果など

認定された物件は、市のホームページなどを通じて、良好な景観への取り組み事例として紹介します。

さらに、ロゴを活用した「認定銘板」をお渡しします。敷地内に掲出していただくことで、来訪者や地域住民の方に対して、広く情報発信をすることができます。こうした景観による地域貢献が「見える化」されることにより、企業ブランドやイメージの価値向上にもつながることを期待します。

また、認定を受けるために必要となる整備などに、助成制度を利用できる場合があります。

詳しくは、名古屋市公式ホームページでご確認ください。

皆さんの創意工夫による
景観づくりを応援します！



Nagoyaまちなか景観認定制度 〈Nagoまち景観〉

<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/toshikeikaku/1018942/1048441.html>



3 おわりに



魅力的な景観は、長い年月の中で多くの人々の
取り組みが積み重なることで形づくられます。

一人一人の小さな行動も、心地よい景観を育み、
地域の価値を高める力となります。

良好な景観はまちの資産であり、
次世代に引き継いでいく大切なものです。

身近な景観を、皆さんとともに
魅力的なものにしていきましょう。

広小路・大津通都市景観形成地区 景観形成基準・推奨項目



発行 | 名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォークブル・景観推進課

住所 | 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 | 052-972-2732

電子メール | a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

